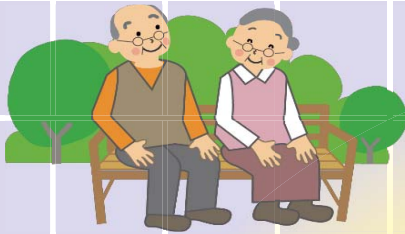


新宿区の財政



後期高齢者医療特別会計
76億円

介護保険特別会計
266億円

国民健康保険特別会計
366億円

令和2年度
新宿区
当初予算
2,248億円

一般会計 1,540 億円



新宿区は、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3つの特別会計の予算を編成し、みなさんに身近な行政サービスを行いつつ、安定的な行財政運営を行っています。

令和2年3月

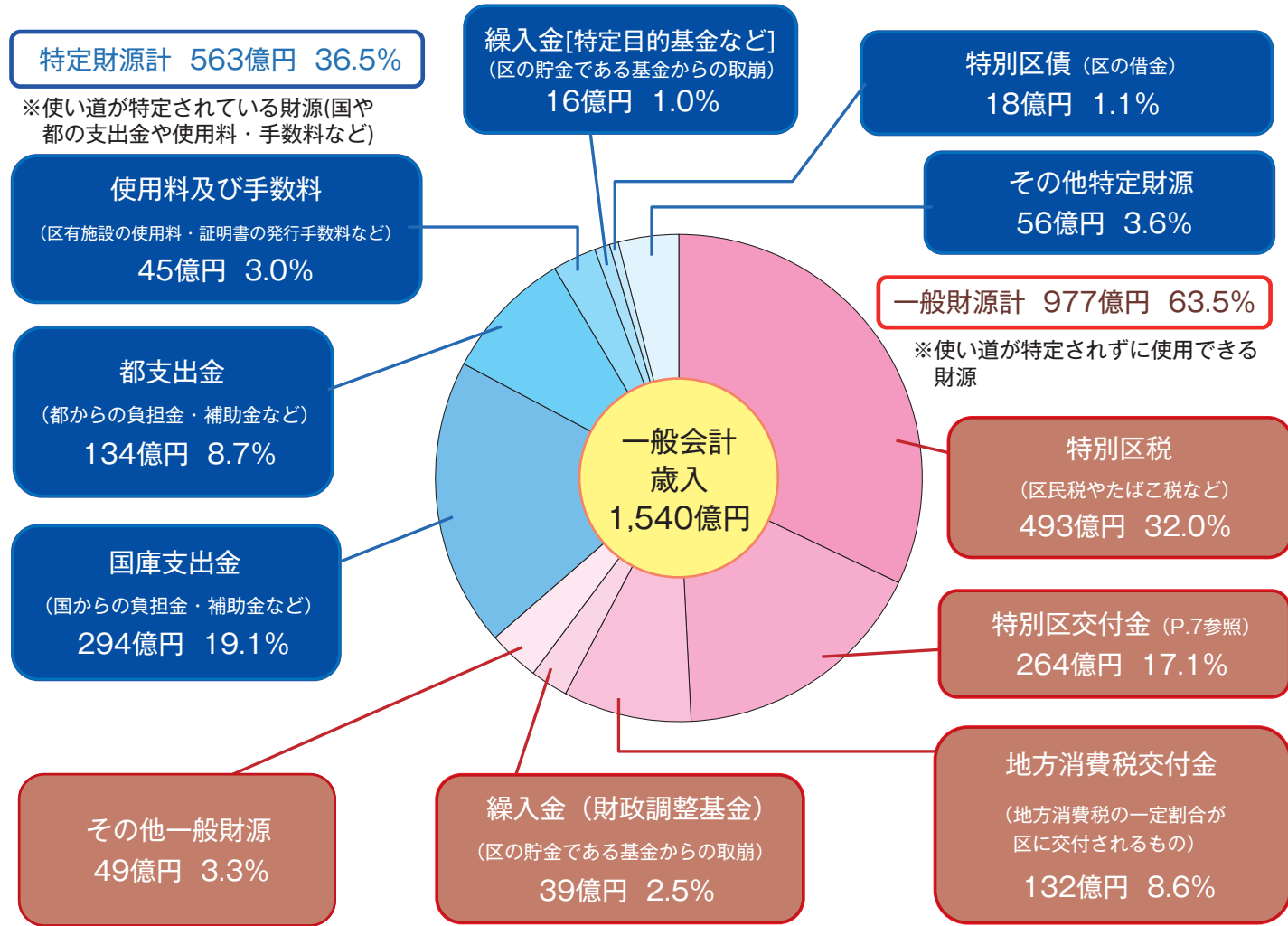
I 収入と支出

収入の内訳

令和2年度一般会計歳入予算

新宿区の収入（歳入）は、区民の皆さんが納めた特別区税や都から交付される特別区交付金などの一般財源と、国や都からの補助金や施設の使用料などの特定財源で構成されています。

令和2年度一般会計歳入予算総額1,540億円のうち、一般財源では、特別区税が493億円で歳入全体に占める割合が32.0%、特別区交付金が264億円で17.1%、地方消費税交付金が132億円で8.6%と続いており、財源不足額として取り崩す財政調整基金からの繰入金は39億円で2.5%となっています。特定財源では、国庫支出金が294億円で19.1%、都支出金が134億円で8.7%となっています。



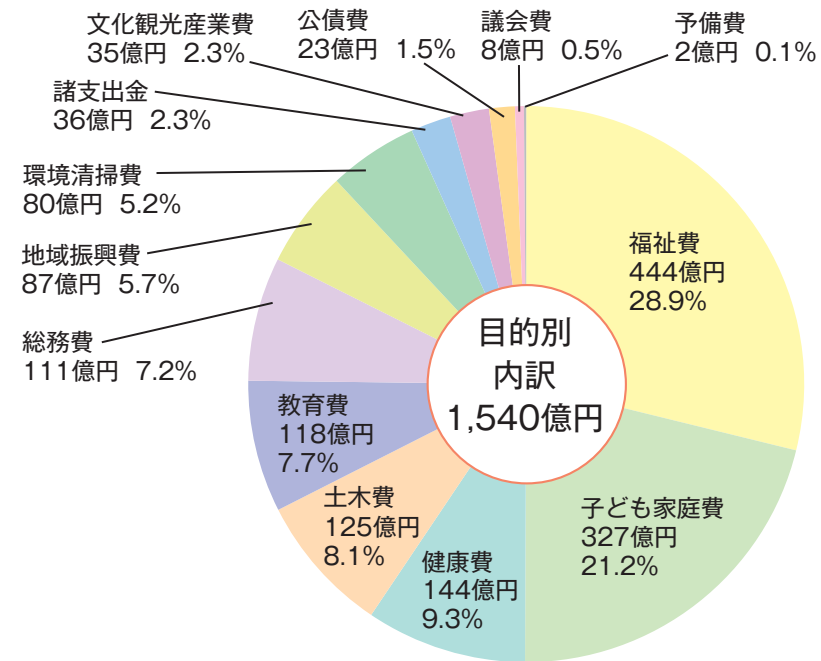
◎ポイント1

区民の皆さんに身近な行政サービスに必要な費用の多くは、特別区税をはじめとする使い道が特定されずに使用できる「一般財源」でまかなわれています。この割合が大きいほど自主的な財政運営を行うことができます。ただし、一般財源の収入は、個人所得・法人所得あるいは消費動向等によって左右されやすく、現在は、増収となっていますが、増加率は減少しており、今後の減収リスクに留意が必要です。区は、将来にわたり安定的な財政運営を行うため、今後の社会経済情勢の変化に的確に対応できる財政基盤の強化に向けた取組を進めています。なお、一般財源である地方消費税交付金のうち、消費税引き上げ相当額については、保育所整備事業や障害者・高齢者等への支援、国民健康保険等の低所得者の保険料軽減制度へ充当するなど、社会保障の充実に活用しています。

支出の内訳

令和2年度一般会計歳出予算

1 目的別内訳



新宿区の令和2年度の一般会計歳出予算を目的別に見ると、福祉費444億円と子ども家庭費327億円をあわせて771億円となっており、全体の50.1%を占めています。

この次に、健康費、土木費、教育費、総務費が100億円規模で続きます。

予算総額を、1万円に置き換えて、その使い道をみると、福祉費に2,890円、子ども家庭費に2,120円、健康費930円、土木費810円と続きます。

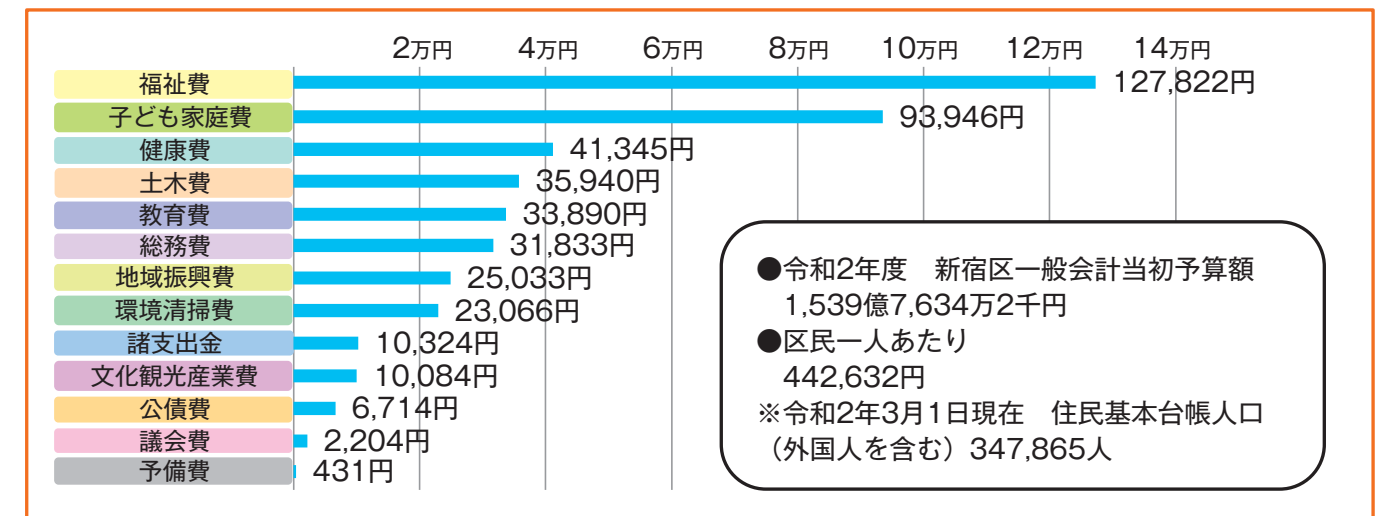
また、区民一人あたりの歳出予算の総額は、442,632円となります。

◎歳出予算（目的別）1万円あたりの内訳

予算総額を1万円とすると、その内訳は以下のようになります。

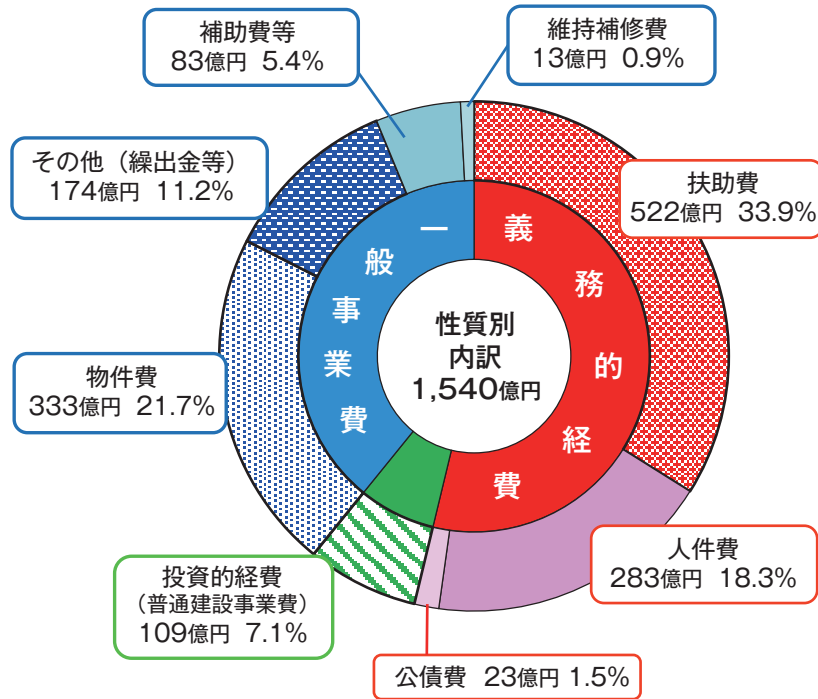
福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,890円	子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに 2,120円	健康費 健康診断や保健所の事業などに 930円	土木費 道路、公園、都市計画などに 810円	教育費 小・中学校、図書館などに 770円
総務費 庁舎管理や防災、選挙などに 720円	地域振興費 区民施設の運営、地域振興などに 570円	環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに 520円	諸支出金 区の貯金（基金）の積立などに 230円	文化観光産業費 文化・観光・商工振興などに 230円
公債費 区の借入金（区債）の返済に 150円	議会費 区議会の運営に 50円	予備費 予算の不足に備えるために 10円	合計 10,000円	

◎歳出予算（目的別）区民一人あたりの内訳



- 令和2年度 新宿区一般会計当初予算額 1,539億7,634万2千円
- 区民一人あたり 442,632円
- ※令和2年3月1日現在 住民基本台帳人口 (外国人を含む) 347,865人

2 性質別内訳



令和2年度の歳出予算を性質別に見ると、次のようになります。

性質別歳出予算には大きく分けて、支出が義務付けられている義務的経費、区の施設や道路、公園などを整備する投資的経費及びその他の経費として一般事業費があります。

義務的経費のうち、私立保育所保育委託や障害者への自立支援給付、生活保護費などの扶助費は522億円で全体経費の33.9%を占めています。職員の給料などの人件費は、283億円で18.3%、区の借金の返済などに充てる公債費は23億円で1.5%となり、義務的経費は、全体経費の53.7%を占めています。

投資的経費は、109億円で全体経費の7.1%となっています。

一般事業費のうち、区有施設の管理運営や区が行政サービスを提供するための

事務経費である物件費は、333億円で全体経費の21.7%を占めています。国民健康保険や介護保険などの特別会計に支出する経費である繰出金などが174億円で11.2%、補助費等は、私立保育所や障害者就労支援施設などが行う事業への補助経費などで、83億円、5.4%となっています。

◎前年度比較

	令和2年度		令和元年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	828	53.7%	809	53.7%	19	2.3%
人件費	283	18.3%	279	18.6%	3	1.0%
扶助費	522	33.9%	507	33.6%	15	3.0%
公債費	23	1.5%	23	1.5%	0	1.5%
投資的経費	109	7.1%	120	7.9%	△11	△9.0%
一般事業費	603	39.2%	579	38.4%	24	4.1%
うち物件費	333	21.7%	326	21.6%	7	2.2%
歳出合計	1,540	100%	1,508	100%	31	2.1%

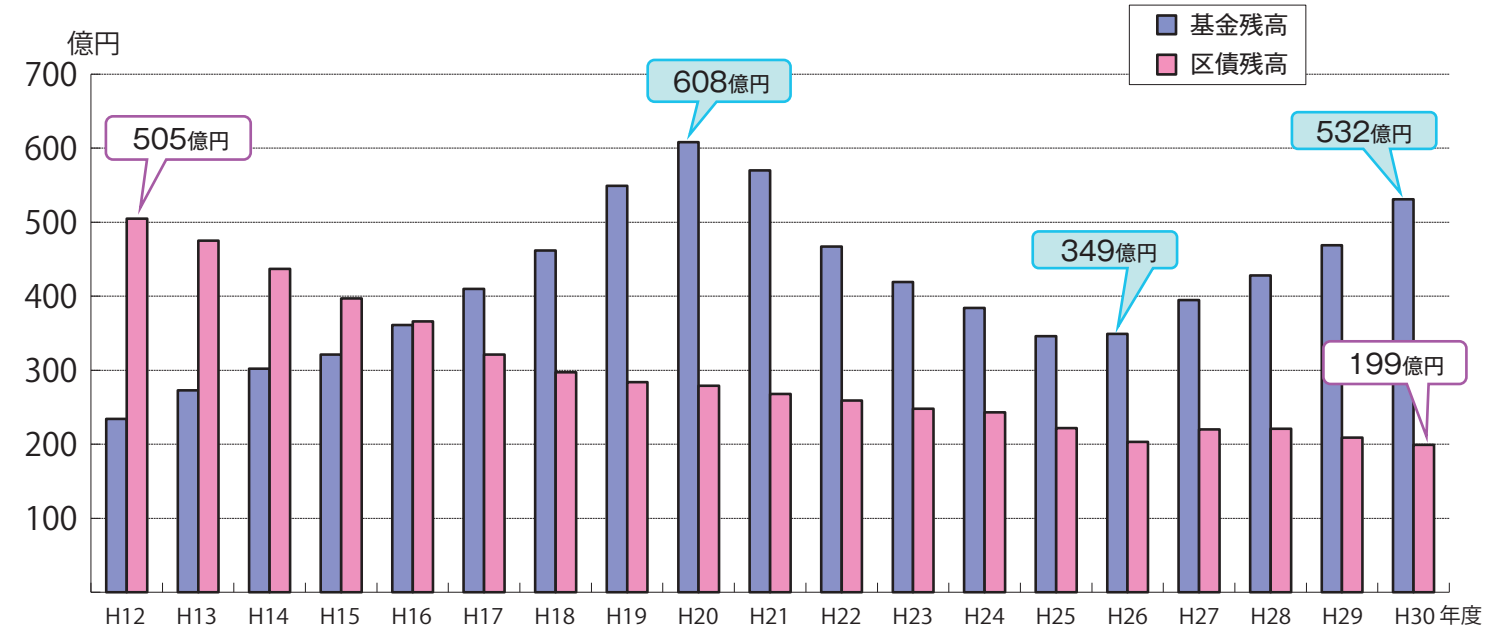
※項目単位で四捨五入しているため合計と合わない場合があります

◎ポイント2

令和2年度一般会計の当初予算の規模は、1,540億円で過去最大となりました。歳出予算において、性質別内訳では、義務的経費の扶助費の割合が全体の3割以上と大きく、保育委託や障害者自立支援給付等の増加傾向は今後も続く見込みであることから、区の財政構造の硬化傾向は継続する見込みです。また、65歳以上の高齢者人口は、今後も増加すると推計され、医療費などの社会保障関係費の増加も避けられない状況です。さらに、公共施設の老朽化などへの対応も必要です。区民の皆さんに安定的な行政サービスを継続するために、行政評価や決算実績などに基づくPDCAサイクルによるすべての事務事業の見直しや徹底した歳出削減に取り組むとともに、一層の歳入確保を図り、取り組まなければならない課題に予算を重点的に配分していきます。

区債と基金

区債と基金、残高の推移



区債は、学校や道路等の公共施設の整備などに充当する借入金です。区は着実に償還を進め、平成12年度には、その残高が505億円ありましたが、30年度では199億円まで減少しています。

区の貯金である基金は、リーマンショック以降の厳しい経済環境の中で、21年度から26年度までの6年度にわたり有効活用を図った結果、基金の総額は20年度末の608億円から349億円へと259億円もの減となりましたが、適切な積立があったことから、安定的な区民サービスの提供ができました。これは、堅実な財政運営や各種基金への積立てを行い、財政対応力の涵養に努め、区財政の健全性を確保してきたことによります。基金残高は、30年度決算では532億円となっています。

区民一人あたりの残高 (30年度末)



※平成31年4月1日現在 住民基本台帳人口 (外国人を含む) 346,425人

◎ポイント3

将来にわたり持続可能な行財政運営を確保するために、急激な経済変動や増大する行政需要を考慮すると、基金や区債を効果的に活用することは欠かせません。区債については、世代間の公平性や後年度負担に十分配慮しながら、効果的に活用することが重要です。基金については、長期的にみた区政の課題を俯瞰しながら、安定した財政運営を確保し、また、緊急の行政需要にも的確に対応するために、区税等の一般財源収入が好調なときには基金へ積み立てることが重要です。

財政指標等からみた新宿区

一般会計決算

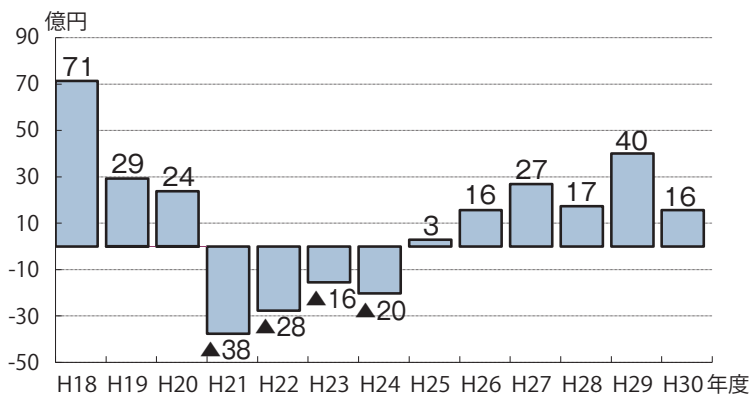
区 分				区 分			
	30年度	29年度	増減率(%)		30年度	29年度	増減率(%)
歳入総額 A	146,551	144,832	1.2	単年度収支 F	△1,506	1,905	
歳出総額 B	141,971	139,169	2.0	財政調整基金積立金 G	3,073	2,103	46.1
歳入歳出差引額 (A) - (B) C	4,580	5,662	△ 19.1	繰上償還金 H	0	0	
翌年度に繰り越すべき財源 D	689	264		財政調整基金取崩額 I	0	0	
実質収支 (C) - (D) E	3,892	5,398	△ 27.9	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J	1,566	4,008	

※項目毎に四捨五入しているため、差引が合わない項目があります。

平成30年度一般会計決算では、歳入総額(A)が、1,466億円、前年度と比べ17億円、1.2%増となり、歳出総額(B)は1,420億円、前年度と比べ28億円、2.0%の増で、ともに過去最大のものとなりました。

また、30年度の実質収支 (E)から29年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」 (F)△15億円に財政調整基金積立金 (G)31億円の積立てを加えた16億円が、「実質単年度収支」 (J)で6年連続黒字となったものの、29年度と比べ24億円の減となりました。

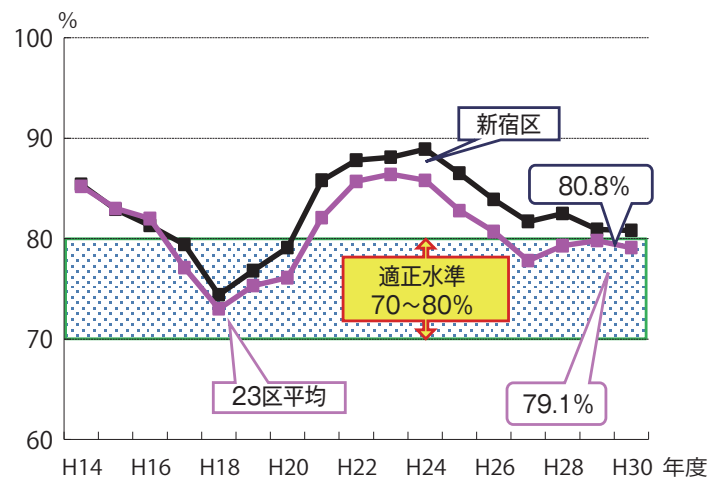
実質単年度収支



実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立のような実質的黒字要因を加え、財政調整基金の取崩しのような実質的赤字要因を差し引いた数値で、その年度の実質的な収支をあらわします。

左表をみると、21年度から4年連続で赤字でしたが、景気が回復基調に転じたことや、これまでの事務事業の見直しなどにより、25年度以降は、黒字となっています。

経常収支比率



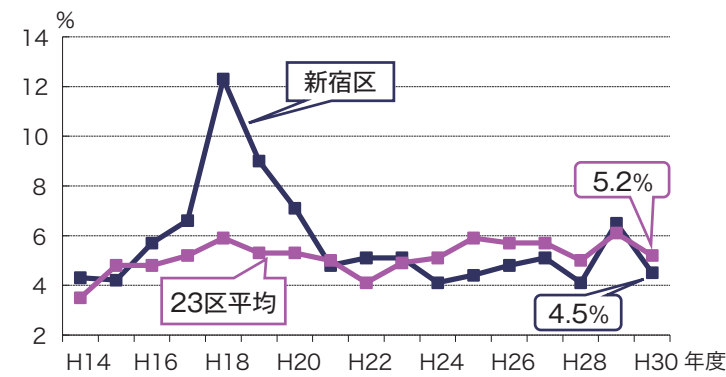
経常収支比率は、経常的経費（人件費や扶助費、公債費といった義務的経費及び物件費など、毎年度決まって支出される経費）に充当された一般財源の額が、経常一般財源（区税や特別区交付金など、毎年度の経常的な収入のうち、その用途が限定されずに使える一般財源）の合計額に占める割合で、財政構造の弾力性を測る指標です。

経常収支比率が低いと、その自治体の財政構造には弾力性があり、それだけ政策的な課題に柔軟に対応できることとなります。一方、経常収支比率が高くなると、財政面での機動的な対応に支障が生じることとなります。

新宿区の経常収支比率は、30年度決算では、特別区民税等の経常一般財源総額の増加が、経常経費充当一般財源の増加を上回った結果として、前年度に比べて0.1ポイント改善し、80.8%となりました。しかし、一般的な適正水準と言われている70~80%を超えており、区の財政構造が硬直化していることを示しています。

※財政指標の「経常収支比率」、「実質収支比率」、「公債費負担比率」及び財政健全化判断比率については、総務省の定める基準に基づき、区の一般会計を再構成した「普通会計」から算出したものです。

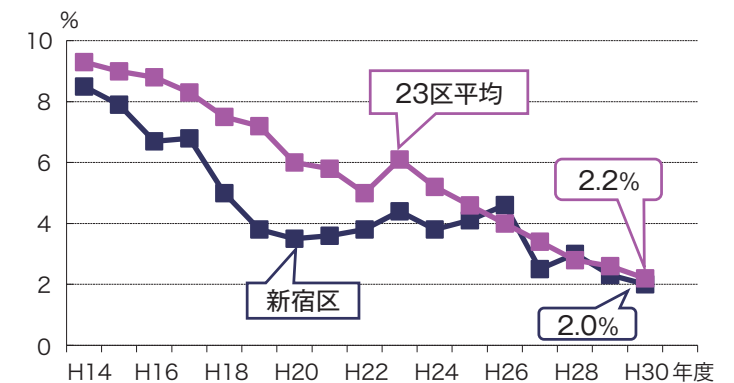
実質収支比率



実質収支比率は、財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を、標準財政規模に対する比率で表した指標で、30年度決算では、4.5%となっています。

※標準財政規模とは、地方税や地方譲与税などの一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示します。

公債費負担比率



公債費負担比率は、使い道が特定されない財源（一般財源収入）のうち、区債の返済（公債費）に使われた割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。30年度決算では、2.0%で、前年度と比べて減となっています。

財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、自治体財政の健全度を測る4つの指標（健全化判断比率）が定められています。

○ 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合を示す指標であり、30年度決算では、実質収支が黒字のため、実質赤字比率は算出されません。

○ 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計及び特別会計を連結した実質赤字の割合を示す指標であり、30年度決算では、連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字比率は算出されません。

○ 実質公債費比率 △3.8%

公債費に債務負担行為などの支出（準元利償還金）も含めた経費の財政規模に対する割合をはかる指標（直近3か年度の平均値）であり、30年度決算では、前年度と同率となりました。

○ 将来負担比率

区債残高等の将来負担額から基金残高等の充当可能財源を差し引いた額の、財政規模に対する割合をはかる指標です。30年度決算では、将来負担額よりも、償還等に充用できる財源が大きいため、将来負担比率は算出されません。

◎ ポイント4

財政指標からは、新宿区の財政は、一定の財政対応力を確保しつつあることがわかります。しかし、これは、「景気が緩やかに回復している」影響によるもので、財政構造は、弾力性に欠けており硬直化しています。容易に削減できない扶助費等の義務的経費は予算規模の半分以上を超え、増加傾向にあります。海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響、国による不合理な税制改正やふるさと納税による特別区民税の減収の影響など、区財政を取り巻く環境は先行き不透明であり、決して楽観視できません。

今後も、区税等の歳入確保、基金や区債の活用、決算実績等の分析に基づく事務事業見直しや経費の削減により、財政の健全性を保持し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確保していきます。

Ⅲ 都区財政調整制度

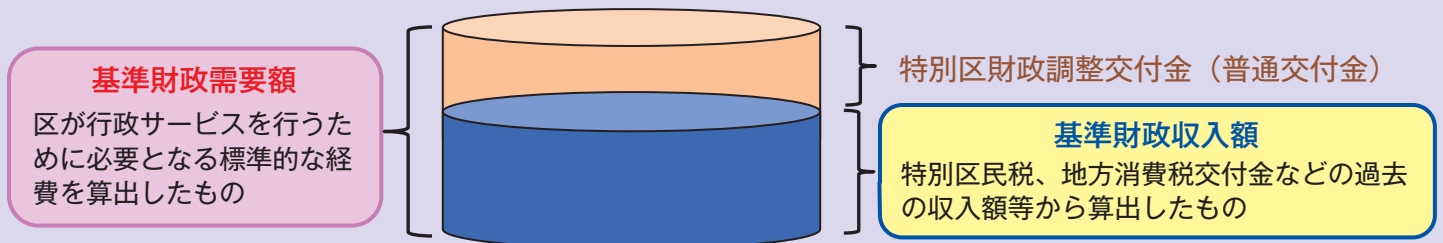
23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であり、その特殊性から、区域全体として一体的・広域的に処理する必要のある市町村事務の一部（上下水道や消防など）を都が行っています。このような都と区の役割分担のため、

- ①23区と都の間では、通常、市町村の収入となっている固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を、都が徴収し23区と都で財源を分け合う特別な制度となっています。令和2年度から、市町村民税法人分の地方交付税原資化の拡大に伴う減収補てん分として、法人事業税の一部を加えた額が配分されます。（都区間の配分割合55.1（区）：44.9（都））
- ②この制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。

新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。
<参考>

- ・令和元年度一般会計歳入予算1,508億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）279億円（18.5%）
- ・令和2年度一般会計歳入予算1,540億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）264億円（17.1%）

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{特別区財政調整交付金（普通交付金）}$$



※特別区財政調整交付金のうち、95%が普通交付金、5%は特別交付金として、災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

国による不合理な税制改正について

国は、地方税である法人住民税の一部を国税化し、消費税率10%段階において、これをさらに拡大する法改正をしています。地方消費税清算基準の見直しやふるさと納税制度による減収も含めると、特別区全体の減収額は、消費税率10%段階では2,300億円を上回る規模になると試算されています。これは、人口50万人程度の特別区の財政規模に相当する大きな額です。

新宿区への影響額は、消費税率10%段階においては約94億円の減収になると試算しています。こうした不合理な税制改正は、新宿区の財政基盤を揺るがし、良質な区民サービスの提供にも大きな影響を与えることが懸念されます。

特別区は、こうした国による不合理な税制改正に対して「地域間の税収格差の是正は、地方交付税で調整されるべき」という23区共同の声明を発表するとともに、全国の自治体がともに発展・成長しながら共存共栄を図ることを目的とした「特別区全国連携プロジェクト」などを通して、全国各地域の活性化、まちの元気を生み出す取り組みを展開していきます。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ（財政のページ）からご覧になれます。
（新宿区ホームページアドレス<https://www.city.shinjuku.lg.jp/>）

このパンフレットは、新宿区の財政状況について、区民の皆様にご覧いただきやすくお知らせし、区政への関心をより一層高めていただくことを目的に作成しました。

なお、今回ご案内しました「新宿区の財政」のほか、予算・決算については、新宿区のホームページでご確認いただけます。

令和2年3月発行

編集発行：新宿区総合政策部財政課 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話（03）5273-4049 FAX（03）3209-1178
新宿区ホームページアドレス <https://www.city.shinjuku.lg.jp/>